

第 73 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 23 回 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 議題
4-(2)	第 23 回 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 概要
5-(1)	第 48 回 食品衛生部会 (CCFH) 議題
5-(2)	第 48 回 食品衛生部会 (CCFH) 概要
6-(1)	第 38 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 議題
6-(2)	第 38 回 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要
7-(1)	第 3 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 仮議題
7-(2)	第 3 回 スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) 主な検討課題
8-(1)	第 25 回 油脂部会 (CCFO) 仮議題
8-(2)	第 25 回 油脂部会 (CCFO) 主な検討課題

第 73 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 29 年 1 月 31 日（火）

13:30 ～ 17:00

場所：大手町ファーストスクエア カンファレンス
イーストタワー 2 階 Room B

議 事 次 第

1. 議題

① 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第 23 回 食品残留動物用医薬品部会
- ・ 第 48 回 食品衛生部会
- ・ 第 38 回 栄養・特殊用途食品部会

② 今後検討される議題について

- ・ 第 3 回 スパイイス・料理用ハーブ部会
- ・ 第 25 回 油脂部会

2. その他

コーデックス連絡協議会委員

(敬称略 50音順)

あまがさ 天竺	けいすけ 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員
いわた 岩田	しゅうじ 修二	特定非営利活動法人 国際生命科学研究機構 事務局次長
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 安全政策推進室 室長
かどま 門間	ひろし 裕	一般財団法人 食品産業センター 参与
きくち 菊池	こうじ 孝治	JA 全農ミートフーズ株式会社 法務・コンプライアンス本部 品質保証室 室長
くまがい 熊谷	ひとみ 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授
すがぬま 菅沼	おさむ 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長
せぐろ 脊黒	かつや 勝也	日本食品添加物協会 常務理事
たなか 田中	ひろゆき 弘之	東京家政学院大学 現代生活学部 健康栄養学科 教授
つるみ 鶴身	かずひこ 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長
とべ 戸部	よりこ 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 NACS 消費生活研究所 所長
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 常任顧問
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会 参与
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授

第 73 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

平成 29 年 1 月 31 日 (火) 13:30~17:00
大手町ファーストスクエア カンファレンス
イーストタワー 2 階 Room B



(厚生労働省) 海老名補佐 ○
(消費者庁) 増田補佐 ○
(農林水産省) 清水専門官 ○
(司会)
説明者 ○



○ 鶴身 委員
○ 田中 委員
○ 脊黒 委員
○ 菅沼 委員
○ 熊谷 委員
○ 門間 委員

報 道 関 係 者

傍 聴

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 23 回食品残留動物用医薬品部会

日時：平成 28 年 10 月 17 日（月）～10 月 21 日（金）

場所：ヒューストン（米国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会等からの付託事項
3	FAO/WHO 及び第 81 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）からの関心事項
4	「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」（VICH）を含む OIE からの活動報告
5	ゲンチアナバイオレットのリスク管理に関する勧告（RMR）の原案（ステップ 3）
6.1	イベルメクチン（牛の筋肉）及びラサロシドナトリウム（鶏、七面鳥、ウズラ及びキジの腎臓、肝臓、筋肉、皮膚＋脂肪）の最大残留基準値（MRL）原案（ステップ 4）
6.2	イベルメクチン（牛の脂肪、腎臓、筋肉）、テフルベンズロン（サケの切り身、筋肉）及びジルパテロール塩酸塩（牛の脂肪、腎臓、肝臓、筋肉）の MRL 原案（ステップ 3）
7.1	飼料へのキャリーオーバーの結果として非意図的に食品中に存在する動物用医薬品に関する討議文書
7.2	食品残留動物用医薬品部会の作業のために優先順位を設定する格付けシステムの作成に関する討議文書
8	各国の MRL 設定の必要性に関するデータベースから JECFA の優先順位リストに化合物を移動させるために CCRVDF に対して情報を提供するための国際調査及び各国の MRL 設定の必要性に関するデータベース
9	JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

第 23 回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 概要

1. 日時及び開催場所

2016 年 10 月 17 日 (月) ～10 月 21 日 (金)
 (2016 年 10 月 16 日 (日) に物理的作業部会を開催)
 場所：ヒューストン (米国)

2. 参加国及び国際機関

62 加盟国、1 加盟機関、10 国際機関

3. 我が国からの出席者

厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 基準審査課 主査	中村 亮太
厚生労働省 国立医薬品食品衛生研究所 食品部 主任研究官	坂井 隆敏
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 課長補佐	岩本 聖子
農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 係長	佐藤 浩平
農林水産省 動物医薬品検査所 検査第二部 部長	遠藤 裕子
山口大学 共同獣医学部 病態抑制学講座 教授	豊福 肇

4. 概要

議題 1. 議題の採択

部会は、仮議題を議題として採択した。

また、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による評価のための動物用医薬品の優先リストに関する勧告案を作成するための会期内作業部会 (議長国：豪州) を設置することに合意した。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス事務局から、第 38 回及び第 39 回コーデックス総会における CCRVDF に関連した結論及び議論の内容について報告があった。

部会は、第 70 回コーデックス執行委員会 (CCEXEC) から検討要請のあった CCRVDF の作業管理に関するアプローチの必要性について、議題 7.2 で議論することとした。

議題 3. FAO/WHO 及び第 81 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項

JECFA 事務局から、第 81 回 JECFA (2015 年、ローマ) が検討を行った事項及び結果について報告があった。主な内容及び討議結果は以下のとおり。

ジフルベンズロン

第 81 回 JECFA において、ジフルベンズロンの代謝物であり、遺伝毒性及び発がん性があると考えられている 4-クロロアニリン (PCA) の生成に関するデータが不足していること

から、ジフルベンズロンの ADI¹を設定することができないと結論された。このため、JECFA は、魚類中のジフルベンズロンの MRL²を勧告しなかった。

シサプロニル

第 81 回 JECFA において、長期毒性試験のデータが不足していることから ADI が設定できず、MRL の勧告もされなかった。

HealthforAnimals（※動物用医薬品メーカーの国際団体）から、安全係数は 100 で十分であること、1 年間のイヌの毒性試験の代わりに ADI の設定を可能とするためにはどのようなデータが必要か、質問があった。その質問に対して、JECFA 事務局から、関係者との連携を促進しており、シサプロニルの長期毒性影響を評価するためのオプションについて検討していきたい旨回答があった。最終的に、JECFA 事務局とスポンサー企業がシサプロニルの評価を完了させるためのデータについて議論を継続していくこととなった。

魚種一般の MRL

前回会合で CCRVDF から JECFA に検討を依頼した魚種一般の MRL の設定について、第 81 回 JECFA からの要求に基づき、CCRVDF は、代表魚種が特定でき、当該代表魚種の MRL から他の同様な魚種に外挿できうる適切な魚種のグルーピングに関するさらなる情報を求められていた。

部会は、第 81 回 JECFA からの要請に対応するため、電子作業部会（議長国：ノルウェー、共同議長国：日本）を設置し、公衆衛生及び国際貿易の観点から、JECFA 及び CCRVDF が検討するために、魚種のグループについて動物用医薬品の MRL を設定することの実行可能性に関する討議文書を作成することに合意した。当該討議文書において、魚類（finfish）、甲殻類及び軟体動物についてどのようなグルーピングが適切であるか検討することとされた。

可食臓器（offal tissues）中の MRL

可食臓器の定義が各国及び地域で様々であり統一した定義がないことから、第 81 回 JECFA は、CCRVDF に対して、MRL 設定の観点から、可食臓器の定義を策定するよう要請した。部会は、現在 CCPR が改定作業を行っている「食品及び飼料の分類」で可食臓器が定義されており、CCPR における定義と整合をとることが重要であることに言及した。可食臓器の定義に係る作業については議題 10 で検討を行った。

議題 4. 「動物用医薬品の登録に係る技術的要件の調和」(VICH)を含む OIE からの活動報告

国際獣疫事務局 (OIE) から、最近の OIE の活動について報告があった。また、WTO の SPS 協定のフレームワークにおけるコーデックスとの緊密な連携に感謝の意が表明された。部会は、OIE に対し、特に VICH の作業に関して、感謝の意を表明した。

1 Acceptable Daily Intake (ADI) : 人がある物質を一生に渡って毎日摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量

2 Maximum Residue Limit (MRL) : 食品中に残留することが許容される動物用医薬品等の最大濃度

議題 5. ゲンチアナバイオレットのリスク管理に関する勧告 (RMR) の原案(ステップ 3)

(経緯)

前回会合では、第 78 回 JECFA において、ゲンチアナバイオレット（抗菌薬、抗真菌薬、駆虫薬）の ADI の設定及び MRL の勧告が適切でない結論づけられたことを踏まえ、ゲンチアナバイオレットのリスク管理に関する勧告 (RMR) を設定することについては合意したものの、ゲンチアナバイオレットの RMR の内容については合意に達しなかった。このため、以下の 2 つのオプションについて、各国に対してコメント (ステップ 3) を要請し、それらのコメント等に基づき今次会合で検討することとなった。

① オプション 1

入手可能な科学的情報に基づく JECFA の結論を考慮すると、消費者にとって許容可能なリスクを表す、食品中のゲンチアナバイオレット又はその代謝物の残留の安全レベルはない。このため、関係当局は、食品中にゲンチアナバイオレットが残留することを防止すべきである。このことは、食用動物にゲンチアナバイオレットを使用しないことで達成可能である。

② オプション 2

入手可能な科学的情報に基づく JECFA の結論を考慮すると、消費者にとって許容可能なリスクを表す、食品中のゲンチアナバイオレット又はその代謝物の残留の安全レベルはない。このため、関係当局は、食品中にゲンチアナバイオレットが残留することを防止すべきである。

(結果)

オプション 1 を支持する代表団（日本、EU、アルゼンチン、エジプト等）からは、ゲンチアナバイオレットの使用に伴うリスクは無視できないこと、JECFA がリスク評価を行ったこと、これまで CCRVDF により勧告された類似した物質（例：マラカイトグリーン）の RMR と整合すべきであること、RMR 案の最後の文章は強制的なものではなく、食品中のゲンチアナバイオレットの残留を最小限にするための最適なリスク管理措置を各国政府当局が決定できる柔軟性を有していること、などの意見が表明された。日本からは、遺伝毒性及び発がん性が疑われ、JECFA が ADI を設定できないと判断した物質を食用動物に原則使用するべきではないこと、また、これまでに CCRVDF が設定した RMR との整合性の観点から、オプション 1 を支持する旨発言した。

オプション 2 を支持する代表団（米国、ジャマイカ、エクアドル、フィリピン等）からは、RMR 案の最後の文章は過剰に規制的であること、各国政府当局が適切と判断したその他のリスク管理措置の実施が制限される可能性があること、オプション 1 での RMR の実施により各国に費用負担が生じる可能性があること、ゲンチアナバイオレットは皮膚及び目の病変に対する局所治療に非常に有効であること、個別のリスク管理措置は各国政府当局の権限であり、コーデックスは幅広いガイダンスを提供すべきであること、などの意見が表明された。

議論の結果、部会は、ゲンチアナバイオレットの RMR 案をオプション 1 の文章で、第 40 回総会にステップ 5 で承認を求めることに合意した。米国から、RMR 案の最後の文章に対して留保が表明された。

議題 6.1. イベルメクチン（牛の筋肉）及びラサロシドナトリウム（鶏、七面鳥、ウズラ及びキジの腎臓、肝臓、筋肉及び皮膚+脂肪）の MRL 原案（ステップ 4）

イベルメクチン

部会は、第 81 回 JECFA により新たな MRL 原案（議題 6.2 で検討）が勧告されたことから、第 79 回 JECFA により勧告された牛の筋肉中のイベルメクチンの MRL 原案に係る作業を中止することに合意した。

ラサロシドナトリウム

前回会合において、ラサロシドナトリウムの JECFA による評価結果について、カナダ及び EU から提起された懸念について、JECFA 事務局から第 81 回 JECFA の検討結果の報告があった。JECFA は MRL の推定に関する十分な説明を行っており、微生物学的 ADI と比較するための暴露量の推定方法の説明も行っている旨発言があった。

EU は、微生物学的急性参照量を導出するための方法論が確立されておらず、急性暴露量を比較するための閾値がないため、消費者の健康リスクは排除できないことから、留保を表明し、MRL 原案に反対した。

EU の懸念に対して、WHO 事務局から、ラサロシドナトリウムの微生物学的 ADI は、想定される微生物学的 ARfD よりもかなり低く、急性暴露量はその ARfD を超えることはないことから、長期的な暴露量と微生物学的 ADI を用いた暴露評価は十分合理的である旨説明があった。

さらに、WHO 事務局から、微生物学的 ADI の設定に関しては第 81 回 JECFA で詳細に検討したことから、詳細については第 81 回 JECFA の報告書を確認するよう発言があった。

最終的に、部会は、JECFA の勧告案のとおりラサロシドナトリウムの MRL 案を、第 40 回総会にステップ 5/8 で承認を求めることに合意した。

議題 6.2. イベルメクチン（牛の脂肪、腎臓、肝臓、筋肉）、テフルベンズロン（サケの切り身、筋肉）及びジルパテロール塩酸塩（牛の脂肪、腎臓、肝臓、筋肉）の MRL 原案（ステップ 3）

イベルメクチン

JECFA 事務局から、第 81 回 JECFA が既存の ADI を取り下げ、新たな ADI (0-10 µg/kg bw) を設定し、牛の脂肪、腎臓、肝臓及び筋肉に新たな MRL を勧告したとの報告があった。また、ARfD が設定され、イベルメクチンの急性暴露についても評価が行われたことの報告があった。

各代表団から意見等はなく、部会は、イベルメクチンの MRL 原案を第 40 回総会にステップ 5/8 で承認を求めることに合意した。

テフルベンズロン

JECFA 事務局から、第 81 回 JECFA が ADI (0-5 µg/kg bw) を設定し、サケの切り身及び筋肉に MRL を勧告したことの報告があった。また、ARfD の設定は不要との報告があった。

日本から、2016 年 9 月に JMPR がテフルベンズロンの評価を行い、JECFA と同じ ADI を設定したこと、日本の試算によると、動物用医薬品由来及び農薬由来のテフルベンズロンの暴露量が ADI を超えていないこと、について発言した。

部会は、テフルベンズロンの MRL 原案を第 40 回総会にステップ 5/8 で承認を求めることに合意した。

ジルパテロール塩酸塩

JECFA 事務局から、第 81 回 JECFA が ADI (0-0.04 µg/kg bw) を再確認し、ヒトの単一用量試験の LOAEL 0.76 µg/kg 体重に不確実性係数 20 を適用し、新たに ARfD (0.04 µg/kg bw) を設定したこと、急性的な暴露評価の結果、推定した暴露量が ARfD を超えていないこと、について説明があった。

議長から、JECFA とデータスポンサーが議論を行い、データスポンサーから追加データの提出の意思が表明されたことから、ジルパテロール塩酸塩の MRL 原案をステップ 4 で留め置き、JECFA が追加データを考慮したリスク評価を行うことの提案があった。

多くの代表団はこの議長からの提案に賛成した。一方、個々の代表団から、ステップ 5 に進めるべきである、多くの国で成長促進目的の動物への使用が禁止されている、ジルパテロール塩酸塩の使用は治療目的に制限すべきである、成長促進目的の使用はアニマルウェルフェアの懸念を増加させることになる、などの意見が表明された。

EU は、ステッププロセスを進めること及びジルパテロール塩酸塩のコーデックス MRL を設定すること自体に反対した。さらに、EU は、成長促進目的で β アゴニストを健康な動物に投与することを禁止するという政策を取っていることに言及した。

JECFA 事務局から、次回の JECFA で検討できるように、各国に対し情報及びデータを提供するように働きかけるとともに、ジルパテロール塩酸塩のリスク評価及び MRL 勧告案について懸念がある場合は、concern form を利用して意見を提出すべきとのコメントがあった。

最終的に、部会は、ジルパテロール塩酸塩の MRL 原案をステップ 4 で留め置き、追加データを考慮した JECFA の評価結果を踏まえて、次回会合で検討することに合意した。

議題 7.1. 飼料へのキャリーオーバーの結果として非意図的に食品中に存在する動物用医薬品に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、ラサロシドナトリウムについて、一部の国及び世界動物薬企業連合 (IFAH) から、産卵鶏用飼料において潜在的な交差汚染のリスクがあり、飼料中への動物用医薬品のキャリーオーバーによる鶏卵中の残留に対応するために鶏卵の MRL の必要性が主張された。このため、MRL 原案をステップ 4 に留め置き、飼料へのキャリーオーバーの結果として非意図的に食品中に存在する動物用医薬品の問題を解決するための討議文書を作成するため、電子作業部会 (議長国：米国、共同議長国：カナダ) を設置することで合意された。

(結果)

部会は、物理的作業部会 (共同議長国：米国及びカナダ) において検討された論点について、以下のとおり議論を行った。

「家畜飼養に関する行動規範」(CAC/RCP 54-2004) がカバーする範囲

各国から以下の意見が表明された。

- ・現時点において、「家畜飼養に関する行動規範」に記載されているガイダンスが十分であるかどうか、具体的な対策を当該規範にふくめるべきかどうか、あるいは、別のガイダンス文書を作成すべきかどうか、を判断するための情報が不足している。
- ・電子作業部会が作成した討議文書に本問題に対応するための各国の文書が記載されており、「家畜飼養に関する行動規範」とあわせて活用可能である。
- ・「家畜飼養に関する行動規範」の改定のための作業を開始する前に、キャリーオーバーの根本的な原因を特定することが重要である。
- ・「家畜飼養に関する行動規範」の改定又は新たなガイダンス文書の作成を検討する際には、各国における必要性などを考慮に入れるべきである。

キャリーオーバーによる残留を最小限にするためのリスク管理勧告の策定

部会は、リスク管理勧告の策定は、関連する全ての適正規範（例：GAP、GMP）に従った取組みを行ったとしても、キャリーオーバーによる残留が防げない場合にのみ行うべきであることに言及した。

さらに、部会は、そのようなキャリーオーバーによる残留が、(i)人の健康へのリスクになり得るか、(ii)貿易上の問題になり得るか、ということを検討することが重要であり、また、その問題を解決するためにどのようなリスク管理措置を取り得るのかを検討することが重要であることに言及した。

議論を踏まえて、部会は、以下のリスク管理勧告/措置を設定する際の規準及びリスク管理勧告/措置のための一般的検討事項に合意した。

- a. リスク管理勧告/措置を設定する際の規準
 - ・「家畜飼養に関する行動規範」に従った取組みを行ったとしても、動物用医薬品のキャリーオーバーによる食品中への残留を防ぐのに十分でない場合にのみ検討する。
 - ・食品安全及び貿易上の問題が特定されていること。
 - ・必要性について十分な説明がなされていること。
- b. リスク管理勧告/措置のための一般的検討事項
 - ・裏付けるデータが製薬企業、文献、各国のモニタリングデータ等から利用可能であること。
 - ・適用可能な原則：ALARA の原則に基づいた基準値設定
 - ・「家畜飼養に関する行動規範」に従った取組みではキャリーオーバーによる残留を管理するために不十分であるとの証拠

科学的助言を求める事項

部会は、FAO 及び WHO に科学的助言を求める際の CCRVDF の Terms of Reference 並びに FAO 及び WHO へ科学的助言を求める事項を以下のとおり合意した。

CCRVDF は、卵中のラサロシドナトリウムの残留を例に用いて、以下の事項について、FAO 及び WHO に科学的助言を求めること：

- － 飼料へのキャリーオーバーの結果として不可避的かつ非意図的に食品中に存在する動物用医薬品が人の健康へのリスクになりえるか。
- － 人の健康を守りつつ、貿易上の問題を解決するために、どのリスク管理勧告を策定できるか。
- － 「家畜飼養に関する行動規範」(CAC/RCP 54-2004)に記載されている事項に追加して、飼料への不可避的かつ非意図的なキャリーオーバーを最小限にするための有効な対策があるか。

最終的に、部会は、飼料へのキャリーオーバーの結果として不可避的かつ非意図的に食品中に存在する動物用医薬品に関する問題について、議論し尽くしたため、FAO/WHO の科学的助言が出されるまでに検討すべき課題はないことに合意した。

議題 7.2. 食品残留動物用医薬品部会の作業の優先順位を設定するための格付けシステムの作成に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、CCRVDF の作業を円滑に進めていくための仕組みについて検討した結果、部会は、新たに電子作業部会（議長国：フランス）を設置し、作業の優先順位を決定するための格付けシステムの実行可能性を検討することで合意した。

(結果)

電子作業部会の議長国であるフランスから、電子作業部会で検討を行った作業の優先順位を決定するための格付けシステムについて説明があった。

部会は、現時点でこのシステムを必要とする作業がないが、将来的に CCRVDF の作業量が増えた時に活用可能であることに言及した。

最終的に、部会は、当該作業を中止することとし、将来 CCRVDF が必要とした際に優先順位を決定するためのツールとして検討することに合意した。さらに、この決定を CCEXEC に報告することに合意した（議題 2 参照）。

議題 8. 各国の MRL 設定の必要性に関するデータベースから JECFA の優先順位リストに化合物を移動させるために CCRVDF に対して情報を提供するための国際調査及び各国の MRL 設定の必要性に関するデータベース

(経緯)

第 18 回会合（2009 年）より、CCRVDF は、発展途上国から MRL 設定の要望のある動物用医薬品についてのデータベースを作成・維持する活動を行っている。前回部会において、電子作業部会（共同議長国：米国及びコスタリカ）を設置し、①文書を回付して、各国に MRL 設定を必要とする動物用医薬品のデータベースについて情報提供するよう求め、②回付文書に対する回答をもとに、各国が MRL 設定を必要とする動物用医薬品のデータベースを米国が整備・維持することにより、JECFA による評価及び再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リストを作成するために必要な情報に関する世界的な調査を実行することで合意された。電子作業部会での検討結果に基づき、以下が提案されている。

1. 引き続き回付文書により各国の MRL の必要性に関するデータベースの作成及び維持を行うこと、
2. 再度電子作業部会を設置して、優先して検討を行う動物用医薬品を特定するために国際調査の結果を考察し、JECFA による評価に必要なデータとのギャップを特定し、そして必要なデータを得るための方法を提案すること

(結果)

部会は、電子作業部会からの勧告について以下の議論を行った。

各国の MRL 設定の必要性に関するデータベース

部会は、引き続き「各国の MRL 設定の必要性に関するデータベース」を作成・維持することに同意した。代表団から、各国においてコーデックス MRL への関心が高く、当該作業は非常に重要であること、動物用医薬品の優先順位付けが重要であること、JECFA の評価を完了させるためにデータギャップを埋めるためのメカニズムを構築し、関係業界や各国にデータの提供を促すことが重要であること、などに言及した。

国際調査の結果を検討するための電子作業部会

部会は、電子作業部会を設置し、さらなる検討を行うことに同意した。また、当該データベースにおいて重要度の高い物質を JECFA による評価のための優先順位リストに移動するために必要なデータを作成することが喫緊の課題であることを強調した。この点に関して、共同議長国から、次回会合で JECFA の優先順位リストに移動することは現実的に難しいので、重要度の高い物質を特定し、各国、関係業界及び学会等にデータ提供を促すことがより現実的である旨の発言があった。

最終的に、部会は、回付文書により「各国の MRL 設定の必要性に関するデータベース」を作成・維持すること、及び、国際調査の結果を検討し、優先順位の高い動物用医薬品を特定するとともに、JECFA によるリスク評価のために必要なデータを特定するために電子作業部会（共同議長国：米国及びコスタリカ）を設置すること、に合意した。電子作業部会の報告書は、次回会合の少なくとも 3 か月前に入手可能となる予定である。

議題 9. JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

会期内作業部会（議長国：豪州）において、各国から提案のあった動物用医薬品について検討を行い、優先順位リスト案を部会に勧告した（別紙 1 参照）。

部会は、会期内作業部会からの勧告案に合意し、第 40 回総会に承認を求めることとなった。また、優先順位リスト案の作成に係る物理的作業部会（議長国：豪州）を設置し、各国からの提案について、次回部会の直前に会合を開催して検討することに合意した。その他個別の検討事項の主なものは以下のとおり。

アモキシシリン

韓国が 2017 年 3 月までにデータを提供する意思があるということを踏まえ、部会は、アモキシシリンを優先順位リスト案の Part A（※JECFA による評価又は再評価を提案する物

質のリスト) に含めることに合意した。

アンピシリン

韓国から、アモキシシリンの ADI をアンピシリンに外挿することを検討するよう提案があった。アモキシシリンの元々の提案者である米国が、データスポンサーと協議を行い、アモキシシリンのデータを JECFA の評価のために提供することに合意したことから、部会は、アンピシリンを優先順位リスト案の Part A に含めることに合意した。

エトキシキン

フィリピンが企業と連携してデータ提供の準備をしていることを踏まえ、部会は、エトキシキンを優先順位リスト案の Part B (※次回 CCRVDF でデータ提供可能性を確認する予定の物質のリスト) に含めることとし、次回会合でデータ提供の予定が確認できなかった場合は、優先順位リストから削除することに合意した。

その他 (JECFA の優先順位リストに掲載される新規物質の減少の理由の評価)

HealthforAnimals から、JECFA に評価依頼をする物資の数が減っていることについて言及があり、それは主に以下の理由があるとの発言があった。

- i) コーデックスのプロセス全体を通して不確実性がある。JECFA が策定する MRL 及び ADI は、時に各国の評価よりも保守的なことがあり、商業的に成り立つかどうかを決定する要因となることがある。一般的に、長期的に見て、評価に当たり柔軟性及び確実性がないと、革新的な製品を評価依頼するインセンティブが低くなる。
- ii) 企業は、投資に対して合理的なリターンを求めるものであり、各国又はコーデックスの評価プロセスにおける不確実性と、限られた研究開発部門のリソースを考慮して、畜産動物ではなく、例えば愛がん動物向けの製品やワクチンに投資をするようになる。
- iii) JECFA の評価のためのデータの作成に多額の費用がかかる。そのため、将来的に利益が見込める製品のみについて評価依頼するようになっており、また、データ作成も大企業に限られることになる。

HealthforAnimals は、コーデックスの重要性を理解しており、CCRVDF 及びコーデックスの成果をより良いものにするために、JECFA の評価のための優先順位リストに掲載される新規物質の減少の理由を体系的に評価するための討議文書を作成することを提案した。

議長から、各国が JECFA の評価に必要なデータを入手するのに苦慮していることを認識しており、体系的な文献評価 (systematic literature review) などの新たなアプローチを検討してはどうかとの提案があった。

JECFA 事務局から、将来的に試験的に体系的な文献評価を検討することを支持するとともに、そのためには相当なリソースが必要であり、各国からのデータ提供が欠かせないとの発言があった。

さらに、JECFA 事務局から、データ提供はコーデックス加盟国に限定しておらず、リスク評価に必要なデータを提供する意思のある全ての機関も行うことができ、これは、スポンサーからの生データだけでなく、公表された科学論文等も評価対象資料であることを意味している旨の発言があった。

議題 10. その他の事項及び今後の作業

可食臓器に関するケニアからの提案

ケニアから、アフリカ地域における貿易の経験に基づき、可食臓器に関する討議文書を作成したいとの意思が表明された。また、討議文書には、JECFA が MRL を検討できるように、可食臓器を定義付けるとともに、アフリカ内外での貿易で重要な可食臓物を特定する予定である旨の発言があった。

多くの代表団から、本作業は JECFA からの要請事項に対応するものであり、新規作業を行うことに賛成の意が表明された。また、本課題は電子作業部会で検討すべきとの提案があった。さらに、電子作業部会で検討を行う場合は、食品中に存在し人が暴露しうる臓器に限定すべきであり、家畜飼料等用途のものは対象外とすべきとの発言があった。

最終的に、部会は、電子作業部会（議長国：ケニア）を設置し、第 81 回 JECFA から CCRVDF に検討要請のあった「可食臓器の定義」を検討するため、討議文書を作成することに合意した。当該討議文書には、可食臓器の定義案及び国際貿易において重要と考えられる可食臓物を明記することとなった。電子作業部会の報告書は、次回会合の少なくとも 3 か月前に入手可能となる予定である。

CAC/GL 71-2009 で規定されている動物用医薬品の定量及び同定のための一斉残留分析の使用に関する規準の改定に関するカナダからの提案

カナダから、近年の知見を踏まえて、動物用医薬品の残留分析に関する新たな規準を設定することの提案があった。

部会は、提案に同意し、新規作業であるため、討議文書及びプロジェクト文書を次回会合の少なくとも 3 か月前に作成しておく必要があることに言及した。

古い物質（例：エチオン）の評価に係る試験的作業に関するアルゼンチンからの提案

アルゼンチンが、JECFA の優先順位リストの Part B にエチオンが掲載されたこと（議題 9）に関連して、非伝統的なデータソース（例：科学論文からのデータ）並びにアルゼンチン及びウルグアイが提供予定の残留データを活用して、JECFA が試験的に評価を行うことの提案があった。

検討を行った結果、部会は、JECFA に対して、利用可能なデータに基づきエチオンの評価を進めるとともに、評価が困難な場合は、i) 追加のデータソースを特定すること、及び、ii) この物質の検討をどのように前に進めていくべきか CCRVDF へ助言を行うこと、を要請した。また、エチオンを、JECFA の優先順位リストの Part A に含めることに合意した。

議題 11. 次回会合の開催日程及び開催地

次回会合は 2018 年 4 月に開催する予定である。正式な日程及び開催地は、ホスト国政府とコーデックス事務局が協議して決定される。

(別紙 1) JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト

物質名	評価依頼及び検討事項	提案国	データ提供時期
Part A: JECFA による評価又は再評価を提案する物質			
アモキシシリン	魚類の筋肉/皮膚への MRL の設定	韓国	2017 年 3 月
アンピシリン	ADI 及び魚類の筋肉/皮膚への MRL の設定	韓国	2017 年 3 月
次硝酸ビスマス	ADI 及び牛の乳への MRL の設定	ニュージーランド	2017 年 3 月
エチオン	ADI 及び牛組織への MRL の設定	アルゼンチン ウルグアイ	2017 年 3 月
フルメトリン	ADI 及びはちみつへの MRL の設定	EU	2017 年 1 月
ハルキノール	ADI 及び豚組織への MRL の設定	米国・フィリピン	2017 年 3 月
ルフェヌロン	ADI 及び魚類（サーモン/タラ）の筋肉/皮膚への MRL の設定	ノルウェー・チリ	2017 年 1 月
モネパンテル	牛組織への MRL の設定	ニュージーランド	2016 年 12 月
Part B: 次回 CCRVDF でデータ提供可能性を確認する予定の物質			
エトキシキン (飼料添加物用途)	羊の筋肉への MRL の設定	フィリピン	—
ホスホマイシン	ADI 並びに鶏及び豚組織への MRL の設定	アルゼンチン パラグアイ	—
トリアムシノロン	ADI 並びに牛、羊、山羊及び豚組織への MRL の設定	アルゼンチン	—
Part C: JECFA による評価を継続中の物質			
ジフルベンズロン	4-クロロアニリン (PCA) の毒性	—	—
シサプロニル	追加データ/ADI 設定可能性	—	—
ジルパテロール	バイオアベイラビリティに関するデータ	—	—

(別紙2) 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
MRL 原案： ラサロシドナトリウム（鶏、七面鳥、ウズラ及びキジの腎臓、肝臓、筋肉、皮膚+脂肪） イベルメクチン（牛の脂肪、腎臓、肝臓、筋肉） テフルベンズロン（サケの切り身、筋肉）	5/8	○第 40 回総会
ゲンチアナバイオレットの RMR 原案	5	○第 40 回総会 ○加盟国からコメント募集 ○第 24 回 CCRVDF
ジルパテロール塩酸塩の MRL 原案（牛の脂肪、腎臓、肝臓、筋肉）	4	○JECFA（2017） ○第 24 回 CCRVDF
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	1, 2, 3	○第 40 回総会 ○JECFA（2017） ○第 24 回 CCRVDF
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	—	○加盟国からの提案 ○物理的作業部会（議長国：豪州） ○第 24 回 CCRVDF
イベルメクチンの MRL 原案（牛の筋肉）	中止	第 40 回総会
魚種のグループの MRL に関する討議文書	—	○電子作業部会（議長国：ノルウェー、共同議長国：日本） ○第 24 回 CCRVDF
飼料へのキャリアオーバーの結果として回避的にかつ非意図的に食品中に存在する動物用医薬品に関する問題を解決するために FAO 及び WHO に科学的助言を求めること	—	○FAO/WHO ○CCRVDF
飼料へのキャリアオーバーの結果として非意図的に食品中に存在する動物用医薬品に関する討議文書（作業中止）	—	—
CCRVDF の作業の優先順位を設定するための格付けシステムの作成に関する討議文書（作業中止）	—	○第 73 回 CCEXEC に報告
各国の MRL 設定の必要性に関するデータベース	—	○加盟国からコメント募集 ○第 24 回 CCRVDF
各国の MRL 設定の必要性に関するデータベースから JECFA の優先順位リストに物質を移動するための情報を CCRVDF に提供することを目的とした国際調査の結果の分析	—	○電子作業部会（共同議長国：米国及びコスタリカ） ○第 24 回 CCRVDF
JECFA の優先順位リストに掲載される新規物質の減少の理由の評価に関する討議文書	—	○HealthforAnimals が討議文書作成 ○第 24 回 CCRVDF
可食臓器に関する討議文書（可食臓物の定義及び国際貿易上重要な可食臓器）	—	○電子作業部会（議長国：ケニア） ○第 24 回 CCRVDF
CAC/GL 71-2009 で規定されている動物用医薬品の定量及び同定のための一斉残留分析の使用に係る規準の改定に関する討議文書	—	○カナダが討議文書及びプロジェクト文書作成 ○第 24 回 CCRVDF

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 48 回食品衛生部会

日時：2016 年 11 月 7 日（月）～11 月 11 日（金）

場所：ロサンゼルス（米国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3(a)	FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）からの経過報告及び関連事項
3(b)	国際獣疫事務局（OIE）からの情報
4	食品衛生の一般原則（CAC/RCP 1-1969）及び HACCP に関する付属文書の改正原案（ステップ 4）
5	生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範（CAC/RCP 53-2003）の改正原案（ステップ 4）
6	ヒスタミンの管理のガイダンスとサンプリングプラン原案 ヒスタミンに係る作業計画
7	食品媒介寄生虫の管理を行うための食品衛生の一般原則の適用に関するガイドラインへの統一に関する提案
8	その他の事項及び今後の作業
9	次回会合の日程及び開催地
10	報告書の採択

第 48 回食品衛生部会 (CCFH) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：平成 28 年 11 月 7 日（月）～11 月 11 日（金）

場所：ロサンゼルス（米国）

2. 参加国及び国際機関

48 加盟国、1 加盟機関、9 国際機関 合計 172 人

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課 課長補佐 福島 和子
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部基準審査課

乳肉水産基準係長 井河 和仁

農林水産省消費・安全局食品安全政策課危害要因情報班微生物対策係 金指 大海

（テクニカルアドバイザー）

山口大学共同獣医学部病態制御学講座 教授

豊福 肇

4. 概要

議題 1. 議題の採択

仮議題が議題として採択された。なお、議題 4 「食品衛生の一般原則（CAC/RCP 1-1969）及び HACCP に関する付属文書の改正原案」については、会合中に物理的作業部会（in-session WG）を開催することが議長から提案され、了承された。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの食品衛生部会への付託事項

各部会から承認や助言を求められていた案件については、以下のとおり。

「包装食品の表示に関する一般規格」における期限表示を不要とする場合の規準

食品表示部会（CCFL）から助言を求められていたもの。食品の安全性や品質は、アルコールや塩、酸、低水分活性等、保存料的に働く性質（preservative nature）だけではなく、保存条件にも依存するため、原案の 2 つの規準（1.1 及び 1.2）を 1 つにまとめ、「1. ある一定の保管条件において、食品の保存料的に働く性質（例：アルコール、塩、酸、低水分活性）により、微生物が増殖せず、食品の安全性や性質が損なわれない場合¹（期限表示を不要とする）」と修正し、CCFL に提案することとされた。

¹ “Where safety is not compromised and quality does not deteriorate because the preservative nature of the food is such that it cannot support microbial growth (e.g. alcohol, salt, acidity, low water activity) under stated storage conditions.”

「路上販売食品の地域衛生実施規範」

2016年9月に開催されたアジア地域調整部会（CCASIA）において合意され、CCFHの承認が求められていたもの。以下のとおり修正を加えた上で了承された。

- 従業員は、清潔な服、~~清潔な使い捨て手袋~~やヘアネットを着用すること。手袋の使用が必要な場合は、清潔な使い捨て手袋を使用すること。（修正理由：必ずしも手袋の着用を必要としない場合もあることから。）
- 生の食品は、調理の前に清浄な水で完全に洗浄すること。生肉・鶏肉を洗浄する場合は、二次汚染の防止に留意すること。（修正理由：生肉・鶏肉を洗浄することにより、洗い場に微生物が飛散する恐れがあることから。）
- 食品の解凍は加熱調理前の一度のみとし、解凍後直ちに使用すること。（修正理由：解凍後、加熱することなく提供される場合もあり得ること、解凍後時間を置くことにより微生物が増殖する危険性があることから。）

議題3. FAO、WHO及び他の国際政府間機関から提起された事項

(a) FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）からの経過報告及び関連事項

WHO及びFAOからCCFHの作業に関連したJEMRAの主な活動等が報告された。主な内容は以下のとおり。

志賀毒素産生性大腸菌(Shiga toxin-producing Escherichia coli: STEC)について

- FAO代表から、2016年7月にジュネーブ（スイス）において開催されたFAO/WHO専門家会合を踏まえ、1）WHOのFERG（食品由来疾患で世界にかかる負荷を推定する専門家グループ）によって集められたSTEC関連の全ての情報を統合した結果の疾病負荷、2）症例対照研究と実際のアウトブレイク・データに基づく原因食品の分類、3）ハザード特定とハザード特性評価の統一的なアプローチを可能とする規準の設定、4）モニタリングと保証プログラムの概要（分析法の検証を含む）の作成、の4分野において作業が進行中である旨、報告された。各国に対しては、特にモニタリング及び保証プログラムの分野におけるデータの提供、ピアレビューに参加できる専門家の推薦について協力を求められた。
- FAO/WHOは、現在の作業を継続することとされ、STECによる食中毒の重大な寄与食品が明らかとなった段階で、その管理手法についても検討するよう要請された。
- 米国及びウルグアイが第50回会合に向けて、STECの新規作業に関する討議文書を作成することとされ、両国は2017年に開催予定のSTECに関するJEMRAの会合にも出席することとされた。

水質について

- WHO代表から、WHO及びFAOがこれまでに水の品質と安全性について提供してきたガイドダンスについて概要が紹介されるとともに、これらは必ずしも食品のリスク管理のために作成されたものではないが、各国の状況に合わせて使用することは十分可能である旨説明がなされた。
- FAO/WHOに対して、特に、灌漑用水、清浄海水、製造加工用水の再利用等、コーデック

スの文書において清浄水 (clean water) の使用が推奨されているケース (シナリオ) についてガイダンスを提供するよう要請したところ、FAO から、いくつかの代表的な事例について事例を提供することは可能との回答がなされた。

議題 4. 食品衛生の一般原則 (CAC/RCP 1-1969) 及び HACCP に関する付属文書の改正原案 (ステップ 4)

(経緯)

前回 (第 47 回) 会合で、食品衛生の一般原則 (CAC/RCP 1-1969) 及び HACCP に関する付属文書の改正を新規作業として採択することが合意され、フランス、チリ、ガーナ、インド及び米国を座長とする電子作業部会において、討議文書作成のための電子作業部会で指摘された事項等を踏まえて改正原案を作成し、議論するとされていたもの。電子作業部会の議長国であるフランスから、改正原案は、パート 1 (導入部)、パート 2 (Good Hygiene Practice: 現在の CAC/RCP 1-1969 の本体部分) 及びパート 3 (HACCP: 現在の CAC/RCP 1-1969 の付属文書部分) の三部構成を想定しており、電子作業部会ではパート 1 についてのみ作業を行った旨、紹介された。加えて、電子作業部会として以下を提言する旨、説明がなされた。

- パート 2 の GHP の部分 : CAC/RCP 1-1969 を引用しているコーデックスの他の衛生規範への影響を最小限に止めるため、現在の構成を保持すること、中小の事業者にも利用しやすいよう簡潔な記述にすること、アレルギー等、新たな問題にも対処できるように内容をアップデートすること、(パート 3 で記述される) HACCP への言及を削除すること。
- パート 3 の HACCP の部分 : 現在の構成と HACCP の 7 原則を保持すること、異なるタイプの衛生管理手法 (例 : CCP と ISO22000 で言うところのオペレーション PRP) 等、新たな概念について検討すること、中小の事業者を支援するため、妥当性確認 (validation) と検証 (verification)、物理的有害要因と化学的有害要因等について内容を明確にし、追加的なガイダンスを提供すること。

基本的な構成 (三部構成) については、各国から概ね支持された。その他、部会としての合意には至っていないが、ISO 等、他の国際機関の用語と整合性を図るべき、CL (管理基準) が存在しない場合や HACCP が適用できない場合の管理手法について記述すべき等、様々な意見が出された。

この後、本会合は、米国を議長国とする会合内物理的作業部会を開催し、パート 1 (導入部) のパラグラフ 3~5 (GHP と HACCP の関係性を記述する部分) と GHP と HACCP の基本的な考え方の部分の修正作業等が行われた。

(結果)

本会合は、会合内物理的作業部会の提言を踏まえ、以下のとおり合意した。

- i) 英国を議長国とし、フランス、ガーナ、インド、メキシコ及び米国を共同議長国とする電子作業部会を立ち上げ、
 - 会合内物理的作業部会での議論 (CRD14) を踏まえ、パート 1 (導入部) の改正作業を引き続き行うこと、また、パート 2 (GHP) 及びパート 3 (HACCP) の改正作業も同時並行で行うこと。

- 経営陣の関与や責任、食品の安全に関する企業風土・文化（culture）等の側面も盛り込むべきか検討すること。

これらの作業の際、互いの理解促進のために、GHP、CCP 及び CCP に依らないその他の衛生管理手法の比較表や具体的な事例の活用も検討することとされた（比較表や事例集は、あくまで理解醸成のためのツールであり、最終的な文書への挿入を意図するものではない）。

- ii) 第 49 回会合時に物理的作業部会を開催し、ステップ 3 で提出された各国コメントを検討した上で本会合で議論するための修正原案を作成すること。

議題 5. 生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範(CAC/RCP 53-2003)の改正原案（ステップ 4）

（経緯）

第 47 回会合で、文書構成の再構築や新たな定義の追加等を行うための新規作業とすることが合意され、ブラジル及びフランスを議長国とする電子作業部会を通じて議論されてきたもの。本会合では、ステップ 3 で提出されたコメントを踏まえ、議長国（ブラジル及びフランス）が改正原案を修正したもの（CRD8）を基に議論が行われた。

（結果）

以下の主な修正を加えたのち、本原案についてはステップ 5/8 で次回総会に諮ることが合意された。

- （本文書）2.1 範囲：「一部の規定はリスクが非常に低い生鮮果実、すなわち高い木に実る果実には適用されない可能性がある」旨の記述を削除し、高い木に実る果実については 2.2 使用の「品目の特性やリスクに応じた柔軟な対策」の対象となる作物の例示として記載。（修正理由：品目の特性やリスクに応じた柔軟な対策が既に存在し、適用されない規定が「一部」と記載されて曖昧であるため。）
- （本文書）2.2 使用：本規範と合わせて用いる文書に、「食品中の薬剤耐性菌のリスクアナリシスのためのガイドライン（CAC/GL 77-2011）」を追加。
- （本文書）3.1.1 生産用地の選定：「地質や土壌中の金属含有濃度を事前に知るべき」旨の記述の文頭に「可能な場合は」を追記。（修正理由：これらの情報を知ることが難しい生産者に対し、柔軟性を担保するため。）
- （スプラウト附属文書）5.2.2.2.1 種子消毒：「発芽前の種子消毒」について、「適切な場合には推奨される」旨記載を変更。（修正理由：種子消毒については、効果があるという根拠があるため。）

議題 6. ヒスタミンの管理のガイダンスとサンプリングプラン原案（ステップ 4）

（経緯）

本議題は、これまで魚類・水産製品部会（CCFFP）にて議論されてきたが、第 39 回総会（CAC）にて CCFH の新規作業として承認されたもの。日本及び米国を議長国とする電子作業部会において、今後の作業方針について検討が行われた。

（結果）

電子作業部会の結果を踏まえ、主に以下の点について合意された。

- 「魚類及び水産製品に関する実施規範（CAC/RCP 52-2003）」については、新たにヒスタミンの管理に特化したガイダンスを記載すること。文書の体裁（独立した付属文書とするか、それぞれ関係する魚類又は水産製品の章に追記するか）についてはガイダンス作成後に検討すること。
- FAO/WHO 専門家会合報告書に示されている、ヒスタミン食中毒に関する魚種又は遊離ヒスチジン含有量の高い魚種リスト（Table 2.3）については、対象魚種の学名のみを残すこと。
- サンプルングプラン/ガイダンスは、ヒスタミンの管理ガイダンスを優先して作成した後に議論を行うこと。

Table 2.3（抜粋）

Market name	Scientific name		Histidine levels (mg/kg)	Mean annual production (tonne, 2006-10) ^c
	Family ^a	Genus and species ^b		
Amberjack or Yellowtail	Carangidae	<i>Seriola</i> spp.		158 743
Yellowtail Amberjack		<i>Seriola lalandi</i>	7 320 ⁱ	719
Amberjack, Japanese		<i>Seriola quinqueradiata</i>	2 470-11 600 ^{i,k,j}	152 893
Salmon	Salmonidae	<i>Salmo</i> or <i>Oncorhynchus</i> spp.		
Atlantic Salmon		<i>Salmo salar</i>	130-300 ^{ah,aj,ak}	
Chinook Salmon		<i>Oncorhynchus tshawytscha</i>	70-288 ^{ah,al}	

Table 2.3 については、サケ科を対象魚種に含めるか、意見が分かれた。FAO 代表からは、Table 2.3 の情報は、あくまで FAO/WHO が実施するリスク評価のために包括的に収集された情報である旨説明がなされるとともに、サケ科魚類と関連づけられた SFP (Scombrototoxin fish poisoning) 様食中毒については科学的文献での報告が 20 年以上ないこと、国際貿易においてヒスタミンを原因とするサケ科魚類の輸入拒否・却下は近年報告されていないことも合わせて紹介された。

また、今後主に以下の点について、日本及び米国を共同議長国とする電子作業部会において検討することとされた。

- CAC/RCP 52-2003 を GHP ベース及び HACCP ベースの衛生管理アプローチを用いて改訂し、ステップ 3 で回付するための原案を作成すること。
- ヒスタミンの管理ガイダンスは、フードチェーンの全体（漁獲から流通まで）をカバーすること。また、時間及び温度管理の重要性を示しつつ、ヒスタミン生成に関する科学的知見に基づいて作成すること。
- CAC/RCP 52-2003 でカバーされる魚類又は水産製品において、特に異なるガイダンスを必要とするものがあるか検討すること。
- FAO/WHO が実施する文献レビューの結果に基づき、Table 2.3 にサケ科を含む必要性があるか検討すること。

議題 8. その他の事項及び今後の作業

今後の作業計画

各国から新規作業の提案はなく、生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範におけるトマト及びニンジンに関する付属文書の策定、及び、食用カエル脚の加工に関する衛生実施規範（CAC/RCP 30-1983）については、特段の支持・関心が示されなかったことから、作業計画から削除することで合意された。

食肉の衛生実施規範（CAC/RCP58-2005）については、現時点で改正作業の必要性を示す新たな情報は無い旨、食肉衛生部会（CCMPH）の議長国である NZ から情報提供された。その際、現在の CCFH の作業計画表では、新規作業の必要性を裏付ける情報の有無や公衆衛生上の有効性等、Yes/No で回答する項目が優先順位の設定に寄与していない（点数化されていない）という問題があるため、次会（第 49 回）会合において、米国が作成する提案に基づき、このランキング・アプローチについて再考することとされた。

CCFH の作業計画表（抜粋）

Ranking	Title of Work	Last Revision	Currency of Information (Yes/No) ¹	Positive impact of new work on public health (Yes/No)	Project document/discussion paper (Yes/No)	Public Health Risk (20/14/8)	Trade Impact (10/5/4/2/0)	Comments	FAO/WHO assistance needed? (Yes/No)	Total
	Code of Hygienic Practice for Meat (CAC/RCP 58-2005)	2005	Yes	Yes	No	20	10			30
	Control of Verotoxigenic <i>E. coli</i> in Beef	N/A	Yes	Yes	No	20	10			30
	Code of Hygienic Practice for Milk and Milk Products (CAC/RCP 57-2004)	2009	No			14	10			24

また、各国からの新規作業の提案を求める文書をコーデックス事務局から回付すること及び次回（第 49 回）会合時に CCFH における作業の優先順位に関する物理的作業部会（議長国：米国）を開催することで合意された。

議題 9. 次回会合の開催日程及び開催地

次回会合は 2017 年 11 月 13～17 日にシカゴ（米国）で開催される予定。

食品衛生部会（CCFH）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範（CAC/RCP 53-2003）の改正原案	5/8	第 40 回総会
食品衛生の一般原則（CAC/RCP 1-1969）及び HACCP に関する付属文書の改正原案	1/2/3	電子作業部会（議長国：英国、フランス、米国、インド、メキシコ、ガーナ） 第 49 回 CCFH
ヒスタミンの管理のガイダンスとサンプリングプラン原案	1/2/3	電子作業部会（議長国：米国、日本） 第 49 回 CCFH
新規作業提案/今後の作業計画		物理的作業部会（議長国：米国） 第 49 回 CCFH

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 38 回栄養・特殊用途食品部会

日時：2016 年 12 月 5 日（月）～12 月 9 日（金）

場所：ハンブルク（ドイツ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及び各部会からの付託事項
3	FAO/WHO から提起された関心事項
4a	ビタミン E の NRV-R 原案（ステップ 7）
4b	コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案（ビタミン D、食事性当量及びビタミン E の変換係数）（ステップ 4）
4c	年長乳幼児及び年少幼児の NRV-R
5	フォローアップフォーミュラのコーデックス規格（CODEX STAN 156-1987）の見直し（ステップ 4）
6	Biofortification（生物学的栄養強化）の定義に関する原案（ステップ 4）
7	EPA 及び DHA の NRV-NCD に関する原案（ステップ 4）
8	Ready-to-use Therapeutic Foods ガイドラインに関する原案（ステップ 4）
9	トランス脂肪酸フリー強調表示の討議文書
10	CCNFSDU で策定された規格における食品添加物条項の整合性の検討
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

なお、部会に先立ち、12 月 3 日（土）に仮議題 5 に関して物理的作業部会が開催された。

第 38 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 概要

1. 日時及び開催場所

日時：2016 年 12 月 5 日（月）～12 月 9 日（金）

場所：ハンブルク（ドイツ）

2. 参加国及び国際機関

56 加盟国、1 加盟機関（EU）、38 国際政府機関及び非政府機関

3. 我が国からの出席者

消費者庁食品表示企画課 課長補佐	増田 利隆
農林水産省消費・安全局食品安全政策課 係長	織戸 亜弥
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部 企画情報課国際食品室 主査	黒岩 健二
(テクニカルアドバイザー)	
北海道大学大学院農学研究院食品栄養学研究室 准教授	石塚 敏
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所 食品保健機能研究部 部長	石見 佳子

4. 概要

議題 1. 議題の採択

議題 4 b のビタミン E の変換係数を議論したのち、議題 4 a のビタミン E の必要量に基づく栄養参照量¹ (Nutrient Reference Values - Requirements: NRV-R) を議論すること、また、議題 1 1 のその他の事項及び今後の作業に関して、乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳のコーデックス規格 (CODEX STAN72-1981) に関する分析方法について議論することになった。その他の議題は仮議題案通り採択された。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

第 39 回総会 (2016 年) 及び他の部会からの当部会に関する付託事項について、コーデックス事務局から説明があった。

CCNFSDU の科学的助言をする機関として FAO/WHO 合同栄養専門家会合 (FAO/WHO Joint Expert Meetings on Nutrition: JEMNU) を含めることが総会より求められていた。部会は、栄養リスクアナリシスの原則と栄養表示ガイドライン (CAC/GL2-1985) 中の関係箇所を修正し、第 40 回総会に諮ることに合意した。

乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳に関するコーデックス規格 (CODEX STAN 72-1981) における分析方法について、第 37 回分析・サンプリング法部会 (Codex Committee on Methods of Analysis and Sampling: CCMAS) からの勧告への対応を検討するとともに、

¹ 我が国では NRVs に相当するものとして、「栄養素等表示基準値」が策定されており、栄養機能食品の表示事項として規定されているほか、栄養素等含有量に係る強調表示（「豊富」「含有」等）の基準値の設定根拠となっている。

米国より提案されたビタミン C の分析法を検討するため、米国を議長とする会期中作業部会を開催し、その結果を議題 11 で報告・議論することで合意した。

グルテン不耐症者向け特殊用途食品に関する規格 (CODEX STAN 118-1979) におけるグルテンの分析法 (ELISA R5 法) に関して、第 37 回 CCMAS からの回答を受け、ELISA R5 法の他に ELISA G12 法を追加しないことと、今後、R5 法と比較が可能という結果が得られた場合に検討することに合意した。

第 48 回 CCFA から、「香料の使用に関するガイドライン (CAC/GL 66-2008) における「香料 (Flavourings)」の語句との一貫性を確保する要請を受け、語句の一貫性を確保するため、CCNFSDU 所管の 4 つの規格の修正を行うことに合意し、第 40 回総会に諮ることとなった。

議題 3. FAO/WHO から提起された関心事項

FAO と WHO より最近及び今後の活動について報告があった。

FAO より、①健康な食事と栄養改善のための持続可能な食品システムに関する国際栄養シンポジウム、②栄養のための行動の 10 年に関する国連決議、③Biofortification (生物学的な栄養強化) を受けた食糧作物に関する FAO・WHO 技術協議、④食品表示に関する FAO の出版物について紹介があった。

WHO より、①フォローアップフォーミュラは、乳児用調製乳と同様の方法で規制されるべきとする「不適切な乳幼児食品プロモーションの終止に関する世界保健総会の決議 (WHA69.9)」、②健康な食事を促進するための栄養表示に関する技術的会合、③不飽和脂肪酸、甘味料、炭水化物に関する食事と健康に関する栄養ガイダンス専門家諮問グループ (the WHO Nutrition Guidance Expert Advisory Group : NUGAG) での継続中の作業、④子どもに対する食品とノンアルコール飲料のマーケティングを規制するための栄養プロファイルモデルの開発、⑤栄養プログラムの策定・実施において利害の衝突から保護するためのリスク評価、開示、運営ツールの開発について紹介があった。

議題 4. コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量 (NRVs) について

(経緯)

NRVs は栄養表示ガイドライン (CAC/GL 2-1985) 3.4.4 章に²、また、一般集団を対象としたビタミン、ミネラルの NRVs 策定のための一般原則 (General Principles: GPs) は、同ガイドラインの ANNEX に、それぞれ記載されているが、NRVs についてはデータソースが古いうえ、NRVs 未設定の栄養素も多いことから、第 33 回部会より、28 種類全ての栄養素を対象とした NRVs を評価するための検討が行われている。新たな NRVs の候補値 (potential NRVs: pNRVs) は、WHO/FAO による「ヒト栄養におけるビタミン、ミネラル必要量」(2004) の Individual Nutrient Level 98 (INL98)³、あるいは信頼できる科学機関 (Recognized

² ビタミン、ミネラルの表示方法は、含有量及び/又は NRV% (100g 若しくは 100ml 当たり、又は 1 包装当たり (1 包装が 1 食分の場合)) で示すこととされている。また、たんぱく質についても NRV% で表示してもよいとされている。

³ ある対象集団において測定された必要量の分布に基づき、母集団に属する 98% の人が充足している量。「日本人の食事摂取基準」の「推奨量」とほぼ同義。

Authoritative Scientific Bodies : RASB) による INL98 か Adequate Intake (AI)⁴、またはそれらの中央値を比較する手法が採られ、前回部会までに、RASB の要件に適合している機関として、日本の医薬基盤・国立健康・栄養研究所を含む 6 つの機関が承認された。またビタミン A、ビタミン B₁ (チアミン)、ビタミン B₂ (リボフラビン)、ビタミン B₆、ビタミン B₁₂、ビタミン C、ビタミン K、ナイアシン、葉酸、パントテン酸、ビオチン、カルシウム、ヨウ素、亜鉛、セレン、モリブデン、マンガン、鉄、マグネシウム、リン、銅、フッ素、クロム、塩素及びたんぱく質の NRV-R に合意し、総会で最終採択されている。

議題 4a. ビタミン E の NRV-R 案 (ステップ 7)

(経緯)

前回部会においてビタミン E の NRV-R を 9 mg とすることに合意し、ステップ 5/8 で第 39 回総会の採択を諮ることになった。第 39 回総会では、今次部会で議論されることになっているビタミン E の変換係数と食事性当量とあわせて検討すべきとして、ステップ 5 で採択した。今次部会で本数値について再検討した。

(結果)

ビタミン E の NRV-R の値について検討を行い、議論の結果、中国が留保したが、部会としては 9 mg/day とすることに合意し、ステップ 8 として第 40 回総会に諮ることとなった。

議題 4b. コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量の追加/改訂原案 (ビタミン D、食事性当量及びビタミン E の変換係数) (ステップ 4)

(経緯)

前回部会において、ビタミン D の NRV-R については、日照の曝露量の違いにより、現行の 5 µg を支持する意見と、より高い値を支持する意見とにわかれた。議論の結果、暫定的措置として、現在のビタミン D の NRV-R の値に、脚注として「国や地域で日照の曝露量やその他の要因を考慮して適切な値を決定する」旨を追加することとし、2016 年 2 月に欧州食品安全機関 (European Food Safety Authority: EFSA) が出す報告書や最新の科学的知見を基に、今次部会で再検討することになっていた。

ビタミン E について、α-トコフェロールのみか、その他の活性型ビタミン E も含むか意見が分かれた。WHO からは、2006 年の FAO/WHO の出版物において、α-トコフェロールのみがビタミン E 活性を持つと記載しているとの発言があったが、コンセンサスが得られず、ビタミン D と同様、今次部会で再検討した。

(結果)

今次部会では、ビタミン E の変換係数について、1 mg α-トコフェロール (1mg RRR-α-トコフェロール) とすることが提案されたが、FAO/WHO の出版物では、その他のビタミン E 同族体もビタミン E 活性を持つことが示されていることから反対意見があった。最終的に多くのメンバーが提案を支持したことから、マレーシアとインドネシアは留保したが、部会としては、1 mg α-トコフェロール (1 mg RRR-α-トコフェロール) とすることに合意

⁴ 特定の集団における、ある一定の栄養状態を維持するのに十分な量。実際には、特定の集団において不足状態を示す人がほとんど観察されない量として与えられる。「推奨量」が算定できない場合に限り算定するものであり、基本的には、健康な多数の人を対象として、栄養素摂取量を観察した疫学的研究によって得られる。「日本人の食事摂取基準」では「目安量」とされている。

し、ステップ 5/8 で第 40 回総会に諮ることとなった。

議題 4c. 年長乳児及び年少幼児の NRV-R

(経緯)

前回部会において、年長乳児（6-12 ヶ月）及び年少幼児（12-36 ヶ月）の NRV-R の必要性について、作業は有益とする意見や栄養表示や強調表示を目的として進めるべきではない等、様々な意見が出された。議長より、JEMNU に科学的助言を求めることが提案され、FAO と WHO よりそのプロセスについて説明された。議論の結果、電子作業部会 (eWG) を設置し、①年長乳児及び年少幼児の NRV-R の設定の必要性、②必要な場合、NRV-R のパラメータ（栄養素、年齢層、SCOPE（範囲））、③JEMNU への依頼の検討、④栄養表示への適用の検討について、議論することとなったが、議長及び共同議長に立候補する国がなかったため、今次部会で議長を募ることに合意していた。

(結果)

今次部会においても議長国及び副議長国を募ったが、どの国も立候補しなかったことから、再度、次回部会まで議論を延期することに合意した。

議題 5. フォローアップフォーミュラのコーデックス規格 (CODEX STAN 156-1987) の見直し (ステップ 4)

(経緯)

フォローアップフォーミュラに関する現行規格が策定されてから 20 年以上たち、技術的な発展だけでなく、フォローアップフォーミュラの多様化も考慮に入れて更新をする必要があることから、第 32 回部会において、ニュージーランドよりフォローアップフォーミュラの規格の見直しについて提案されて以来、規格の必要性や対象年齢幅等について議論が行われている。

世界保健総会 (World Health Assembly: WHA) ではいわゆるフォローアップミルクのような調製乳は不要 (WHA 39.28) と明確に示されており、WHO としては、もし現行規格の全面的見直しの中で、6 ヶ月から 3 歳児におけるフォローアップフォーミュラの利用実態調査も行うのであれば、この全面的見直し作業を支持するという立場である。

なお、WHO より報告された関連レポート⁵の報告では、年齢区分ごとのフォローアップフォーミュラの栄養学的必要性について、科学的レビューにより見直しがおこなわれたとしても、フォローアップフォーミュラは、すでに市場にあり、それらの製品組成や販売に関する規制又は管理は必要であるが、そのような規制等を設けることがフォローアップフォーミュラの必要性を正当化するものではないと述べられている。

前回部会より本規格の見直し作業が進み、議論の結果、年長乳児（6-12 ヶ月）に対象を絞って、いくつかの必須成分・任意成分（セクション 3）について合意した。また、フォローアップフォーミュラの定義（セクション 2.1.1）、SCOPE（範囲・セクション 1）、表示（セクション 9）、製品分類の名称の検討は後の段階に議論することとするが、SCOPE（範囲・セクション 1）にいわゆるフォローアップミルクのような調製乳は不要とする世界保健総会決議 (WHA 39.28) への言及を含めることになった。さらに、ニュージーランドを議

⁵ Information concerning the use and marketing of follow-up formula

長、フランスとインドネシアを共同議長とする eWG を設置し、コンセンサスが得られなかった年長乳幼児の必須成分（ビタミン C、ビタミン K、亜鉛、たんぱく質）と年少幼児の構成成分について検討することに合意した。また、今次部会に先立ち、物理作業部会（pWG）を設置し、特に年少幼児の必須成分について、eWG の検討結果に基づいて議論し、今次部会への提言を作成することとなっていた。

（結果）

必須成分・任意成分（セクション 3）の項目について、年長乳児をセクション A、年少幼児をセクション B に分けて記載することに合意した。

セクション A の年長乳児の必須成分であるたんぱく質、ビタミン K、ビタミン C 及び亜鉛について合意し、任意で添加する成分として DHA の最小含有量について今後議論すること及び、L（+）乳酸産生培養について最終製品に含むべきでない旨を記載することに合意した。大豆製品の窒素・たんぱく質換算係数（たんぱく質の脚注 2）について、前回部会において CCMAS へ 5.71 が適切か検討するよう依頼していたが、CCMAS からの回答（各部会の所掌範囲であり、CCMAS は回答する立場にない）を踏まえ、具体的数値は明記しないことになった。

セクション B の年少幼児の必須成分について、選定は、3 つの条件を支持するエビデンスが原則となることに合意した。また、熱量は、年長乳児と同じとし、たんぱく質、脂質、炭水化物のエネルギー比率について、利用可能炭水化物の最大値、たんぱく質と脂質の最小値の設定すること、利用可能炭水化物の最小値、たんぱく質と脂質の最大値を設定しないこと及び、利用可能炭水化物の最大値と脂質の最小値は、次回部会で検討することに合意した。加えて、鉄、ビタミン C、カルシウム、リボフラビン、ビタミン B₁₂、亜鉛、ビタミン A の最小値、最大値、目安量に合意した。なお、ビタミン D は、さらに議論することとなった。

SCOPE（範囲）については、年長乳児と年少幼児で分けて記載することと、乳児用調製乳のコーデックス規格（CODEX STAN 72-1981）が議論の出発点となることとし、具体的な議論は今後行うこととなった。

表示について、年長乳幼児と年少幼児で分けることとし、新しい WHO のガイダンス（世界保健総会の決議（WHA69.9））との整合性を図るため、現行の規格の文章を修正することについて、今後議論することとなった。

最終的に今次部会の合意事項はステップ 4 とするが、合意に至っていない事項についてはステップ 3 として引き続き議論することとし、ニュージーランドを議長国、フランスとインドネシアを共同議長国とする eWG を設置することに合意した。

議題 6. バイオフォーティフィケーション（生物学的栄養強化）の定義原案（ステップ 4）

（経緯）

第 35 回部会において、国際食糧政策研究所（International Food Policy Research Institute : IFPRI）とカナダが「Biofortification」に関する討議文書を提示し、「Biofortification」の定義作成と食品表示における語句の使用基準作成にかかる作業の重要性について、多くのメンバーが支持した。第 36 回部会では、ジンバブエと南アフリカが改訂した討議文書に基づき議論し、新規作業を開始することが合意され、第 38 回総会で承認された。

前回部会では、「Biofortification」の定義の構成要素（クライテリア）、「Biofortification」を行う農業手法、「Biofortification」の語句について議論されたが、時間の関係により、eWGにて検討を進めることとなった。

今次部会では、eWGでの検討結果として、

- ・「Biofortification」の定義の構成要素（①対象となる生物体、②対象となる栄養素、③測定指標、④目的、⑤栄養素の増加量、⑥手法）と定義原案（脚注に、手法と目的は国・地域の管轄当局によって決定される旨を記載）
- ・定義を「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL 23-1997）」に記載すること
- ・「Biofortification」の語句を今後も使用すること
- ・表示の方法は定義の採択後にCCFLと検討すること

等が提案されている。

（結果）

南アフリカより、eWGの議論の結果と、それに基づいた定義の構成要素案等について報告があった。

しかし、議論する時間が少なかったため、懸案事項となっていた定義の構成要素についてのみ議論し、様々な意見が出された。また、一般的なコメントとして、提案されている構成要素では、定義のスコープ（範囲）があまりに広すぎる等、定義の必要性に関する懸念も一部の国から示されたが、議長からは、第36回部会において、定義は様々な生物体と手法をカバーするものとし、またそれらを区別するために詳しく記述することに合意しているとの説明があった。FAO・WHOで進行中のBiofortificationに関する作業を考慮すべきとの意見も出たが、FAOより、コーデックスが定義を策定するのを待っている状況との回答があった。

最終的に、再度ジンバブエを議長国、南アフリカを副議長国としたeWGを設置して、次回部会で議論するための定義案を作成することに合意した。また、今次部会において議論しなかった語句、表示の方法等については、次回部会にて議論することとなった。さらに、作業スケジュールを延長して2018年までに本部会での作業を完了することに合意した。

議題7. EPA及びDHAの非感染性疾患のリスクに関連する栄養参照量に関する原案（ステップ4）

（経緯）

第36回部会において、国際食品サプリメント協会（International Alliance of Dietary/Food Supplement Association: IADAS）から、栄養表示ガイドライン（CAC/GL2-1985）の3.4.4.2章の非感染性疾患のリスクに関連する栄養参照量⁶（NRVs for Labelling Purposes for Nutrients Associated with Risk of Diet-Related Noncommunicable Diseases: NRVs-NCD）に、EPA及びDHAを新たに追加することが新規作業として提案された。日本は、EPA及びDHAを含めた ω -3脂肪酸として設定すべきと考えている旨の発言をしたが、部会としては、新規作業の提案に合意した。前回部会では、EPA及びDHAのNRV-NCDを達成すべき一日当たりの摂取量を250mgとする原案について検討された。議論では、NRV-NCDと

⁶ 我が国でも、ナトリウム等、一部の栄養素については、生活習慣病の一次予防を目的とした「目標量」をベースに、栄養素等表示基準値が算出されている。

CHD（冠動脈性心疾患）による死亡率の減少を示すエビデンスは十分にあるとして、250 mg を支持する意見もあったが、日本を含む多くの国から、エビデンスの多くは魚の消費量（ ω -3 脂肪酸）に基づくものであり、EPA 及び DHA に外挿することは適切ではなく、 ω -3 脂肪酸として設定すべきこと、また、GRADE（エビデンスの質の評価方法）が不十分であり、NUGAG 等の第三者機関に検討を依頼すべきとの意見が出された。WHO から、NUGAG において、多価不飽和脂肪酸（polyunsaturated fatty acids: PUFAs）に関するレビューを行っており、報告書が近年中に出る予定であること、一方、同様のレビューを JEMNU で実施するために、作業開始までの手続きに時間を要する等の説明があった。日本をはじめ多くの国は NUGAG のレポートを待つとし、議長が作業の中止を提案したが、eWG で既に多くの作業を行ってきたことから、再度チリとロシアを共同議長とする eWG を設置し、NUGAG の作業結果も踏まえつつ、EPA 及び DHA の NRV-NCD を再度検討することで合意した。

今次部会では、eWG の検討結果として、再度 250 mg の案が提案されていた。

（結果）

ロシアより eWG の検討結果について説明があった。その後、WHO より部会の 3 週間前に行われた NUGAG のサブグループのレビューの検討結果、 n -3 系長鎖多価不飽和脂肪酸の冠動脈疾患やその死亡率に関して何の影響もないこと及び、HDL-コレステロールの増加や中性脂肪の減少等の有意な影響はなかったこと等が報告された。また、NUGAG の作業は、2017 年の 4 月に終了する予定であることも報告された。

WHO の報告により、部会としては、前回部会において NUGAG の作業結果を踏まえるとしていたことから、次回部会まで議論を延期することに合意した。また、再度、ロシアとチリを議長国とした eWG を設置し、NUGAG の最終報告書を基に次回部会で検討する NRV-NCD の案を検討することにも合意した。さらに、作業スケジュールを延長して 2018 年までに本部会での作業を完了することに合意した。

なお、次回部会のサイドイベントとして、NUGAG のシステマティックレビューと解析の最終結果を WHO が報告することとなっている。

議題 8. Ready-to-use Therapeutic Foods ガイドラインに関する原案（ステップ 4）

（経緯）

第 36 回部会において、国連児童基金 (UNICEF) より急性栄養不良児のための Ready-to-use 食品に関する規格の策定が提案された。議論の結果、WHO が進行中の急性栄養不良児に関する再評価の結果と第 36 回部会で寄せられたコメントを踏まえ、UNICEF がセネガルと共同で討議文書を改訂し、前回部会に提示することに合意した。

前回部会では、改訂された討議文書に基づいて議論され、本作業が深刻な急性栄養不良 (Severe Acute Malnutrition : SAM) の治療用の「Ready-to-use Therapeutic Food (RUTF)」を対象とし、中度の急性栄養不良 (Moderate Acute Malnutrition : MAM) のための「Ready-to-use Supplementary Food (RUSF)」を対象としていないこと、規格ではなくガイドラインの策定が目的であること等について、多くの国が支持し、SAM の治療用との目的を明確化するため討議文書の文言修正を行い、新規作業として第 39 回総会の承認を諮ることに合意した。また、南アフリカを議長、ウガンダ、セネガルを共同議長とする eWG を設置し、急性栄養不良児のための Ready-to-use 食品に関するガイドライン原案を検討することに合意した。

今次部会では、eWG からの提言であるガイドライン原案を基に議論する予定であった。
(結果)

議論する時間が少なかったため、主にガイドラインの目的とスコープについて議論した。目的は、eWG の提言のまま合意した。スコープは、対象となる年齢を 6～59 か月とするのか他の年齢を含むのか、またこれをガイドラインの序文か導入部分に位置づけることについて集中的に議論されたが、最終的に eWG にて議論を継続することになった。

食品添加物及び汚染物質条項に関しては、管轄の部会に意見を聞く前に、まず原材料について議論することとなった。たんぱく質の質評価の方法に関しては、FAO より消化性不可欠アミノ酸スコア (Digestible Indispensable Amino Acid Score : DIAAS) は、まだ完成していないことから、たんぱく質消化吸収率補正アミノ酸スコア (Protein Digestibility Corrected Amino Acid Score : PDCAAS) を用いるべきとの提案があった。

最終的に、南アフリカを議長国、セネガルとウガンダを共同議長国とした eWG を再度設置し、ガイドラインの原案を検討することと、次回部会でステップ 3 として検討することに合意した。

議題 9. トランス脂肪酸フリー強調表示の討議文書

(経緯)

第 35 回部会において、第 41 回 CCFL から求められていたトランス脂肪酸 (Trans Fatty Acids:TFA) フリー強調表示の要件の策定に関する助言について検討を行い、今後の部会で NUGAG での主要健康指標への影響に関するレビューと、CCMAS での TFA の分析法に関する作業を踏まえて検討することとなった。第 36 回部会では、TFA の分析法について、CCMAS に照会すること及び、最新のシステマティックレビューでの評価、飽和脂肪酸及びトランス脂肪酸にかかる新たな根拠等に関する NUGAG の検討結果を待って、カナダが討議文書を用意、部会で議論することで合意していた。

今次部会での議論のためにカナダが作成した討議文書では、第 36 回 CCMAS からの回答と飽和脂肪酸及び TFA に関する NUGAG のレビュー結果を踏まえて、TFA を「含まない旨」の要件欄を「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン (CAC/GL 23-1997)」の 5 章「Nutrient Content Claim」の飽和脂肪酸とコレステロールの間に設けること、またその要件は「脂質 100g につきトランス脂肪酸 1 g とすること、かつ飽和脂肪酸が「低い」旨の条件を満たさなければならない」とすること、TFA の分析法について、3つのオプションが提案されていた。

(結果)

カナダより討議文書の説明がされ、TFA の分析法に関する 3つのオプションについて、脂質 100 g 中の TFA 1 g の分析に適切かどうか CCMAS に意見を聞くことが提案され、部会はこれに合意した。また、その回答を踏まえ、TFA の強調表示の値の議論をすることで合意した。

議題 10. CCNFSU で策定された個別食品規格における食品添加物条項の整合性の検討

(経緯)

前回部会において、CCNFSU で策定された複数の食品規格における添加物条項と食品添加物に関する一般規格 (General Principles for Food Additives : GSFA) との整合性につ

いて、今次部会で検討することに合意していた。整合作業は、関係する個別食品規格の管轄の部会が active であれば、その部会で責任を持って検討することが、CCFA で取り決められている。

CCNFSDU で策定された食品規格は9つあるが、この整合作業によって、①個別食品規格中の食品添加物と GSFA 中のそれぞれの食品分類を1対1対応できる、②各規格間で一般的な文章を合わせることができる、③食品添加物名を調和できる、④脚注の状況の明確化などの効果が期待できる。

個別食品規格や GSFA に食品添加物を追加するための方法として、第36回部会では、以下の体系的なアプローチが採択されたところである。

ステップ1：JECFA での状態、規格、技術的使用目的、安全性を確認するための提案をする。不足があれば、CCNFSDU での議論の前に CCFA と JECFA の関係者で対処する。

ステップ2：全ての要件が満たされれば、添加物の使用を裏付ける技術的必要性に基づく十分なサポートがあるかどうかを CCNFSDU が検討する。

一方で、CCFA では、JECFA 評価の優先リストの掲載の前に、CCNFSDU が技術的必要性を確認する必要があり、CCFA に提出する前に食品添加物の技術的必要性の確認を CCNFSDU に得るのはスポンサーの責任である、ということに合意しており、CCNFSDU での採択内容と矛盾している。

CCFA の上記勧告と CCNFSDU のもとで個別食品規格の食品添加物条項の整合作業を始める CCNFSDU の決定を踏まえ、今次部会では以下を行うための電子作業部会の設置を検討することが勧告されていた。

- ・GSFA と CCNFSDU で策定された複数の個別食品規格の食品添加物条項を整合させるための見直しを行い、必要があれば GSFA を変更する提案をする
- ・JECFA 評価の優先リストに載せることを目的とした添加物の技術的正当性を検討するためのメカニズムや枠組みを提案する

(結果)

整合作業については、CCFA において整合作業に関するガイダンス文書を作成中であり、それが完成するまで検討を延期することに合意した。また、EU を議長、ロシアを共同議長とする eWG を設置し、①JECFA 評価の優先リストに載せることを目的とした添加物の技術的正当性を検討するためのメカニズムや枠組みの提案について検討すること、②ジェランガムの技術的正当性を検討すること、③JECFA による評価が終了しているが CCNFSDU によって技術的正当性が確認されていない添加物（キサントランガムとペクチン）の取扱いについて提案することに合意した。

議題 11. その他の事項及び今後の作業

<乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳に関するコーデックス規格（CODEX STAN 72-1981）における分析方法について>

(結果)

議題2において、本議題について、米国を議長国とした会期中作業部会を設置することに合意し、その報告が行われ、部会は下記について合意した。

クロム、セレン及びモリブデンのレビュー要件について議論した。また、ビタミン B₁₂、

総脂肪酸組成、ミオイノシトール及びビタミン E、調製乳の変換単位及び、ビタミン C について議論され、CCMAS の意見を求めること等に合意した。

＜クロム、セレン、モリブデン＞

部会は CCMAS に対し、①クライテリアアプローチ（分析法の性能（要求）規準）の使用を支持しないと報告すること、②前回提案した分析法は CODEX STAN 72-1981 が規定するクロム、セレン、モリブデンの最小値を測定している妥当性確認データが公表されていることから当該分析法を Type II として再検討を依頼すること、③AOAC 法以外の分析法は目的に適合しており、必要あらばそれらの再分類の検討を報告することについて、合意した。

＜ビタミン B₁₂＞

部会は CODEX STAN 234-1999 に収載されている現行の分析法（AOAC 986.23）は目的に適合していることを確認した。

＜総脂肪酸組成＞

部会は CODEX STAN 234-1999 に収載されている現行の分析法（AOAC 986.03）は目的に適合していることを確認した。また、CODEX STAN 72-1981 に使用されている用語との一貫性の観点から、「総脂肪酸（total fatty acid）」組成の用語を維持することになった。

＜ミオイノシトール、ビタミン E＞

部会は、分析法が定量する対象と CODEX STAN 72-1981 の規定する範囲との整合を確認した。

＜数値を変換するための数式＞

部会は CCMAS に対し、CODEX STAN 72-1981 中に、成分条項の単位（100 kcal あたり及び 100 kJ あたり）と分析結果（重量あたりの単位）を変換するための数式に関する説明文は含めない意向であることを報告することに合意した。

＜ビタミン C＞

AOAC 2012.22 と ISO/DIS 20635 を Type II として CCMAS に提案し、承認を求めることに合意した。

議題 12. 次回会合の開催日程及び開催地

次回第 39 回部会については、2017 年 12 月 4～8 日にベルリン（ドイツ）において開催予定である旨報告された。

栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）の作業と今後のアクション

事項	ステップ	今後のアクション
セクション 6 の修正原案、栄養リスク分析に関する原則（手続きマニュアル）	—	第 73 回執行委員会 第 40 回総会
栄養表示ガイドラインに関する編集上の修正	—	第 40 回総会
CCNFSDU 所管の 4 つの規格の編集上の修正（flavourings）	—	第 40 回総会
ビタミン D 及びビタミン E の NRV-R 並びにビタミン E 当量の変換係数	5/8 8	第 73 回執行委員会 第 40 回総会
年長乳児及び幼児の NRV-R	—	第 39 回 CCNFSDU

事項	ステップ	今後のアクション
必須成分と質要因（セクションA：年長乳児のためのフォローアップフォーミュラ）及び必須成分と質要因（セクションB：幼児のためのフォローアップフォーミュラ）	4	第40回CCNFSDU
フォローアップフォーミュラのコーデックス規格（CODEX STAN 156-1987）の再検討（他のセクション）	2/3	電子作業部会、物理作業部会（議長国：ニュージーランド、共同議長国：フランス、インドネシア） 第39回CCNFSDU
バイオフィューフィケーションの定義原案	2/3	電子作業部会（共同議長国：ジンバブエ、南アフリカ） 第39回CCNFSDU
EPA及びDHAのNRV-NCDの設定に関する原案	2/3	電子作業部会（共同議長国：ロシア、チリ） 第39回CCNFSDU
Ready-to-use therapeutic foods (RUTF) に関するガイドライン原案	2/3	電子作業部会（議長国：南アフリカ、共同議長国：セネガル、ウガンダ） 第39回CCNFSDU
トランス脂肪酸フリー強調表示	-	第39回CCNFSDU
技術的正当性の検討のためのメカニズムや枠組み／食品添加物の技術的正当性の検討や確認	-	電子作業部会（議長国：EU、共同議長国：ロシア）
乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格（CODEX STAN 72-1981）における分析方法条項	-	第38回CCMAS 第40回総会
たんぱく質の質評価のためのDIAASの可能なガイダンスの検討	-	FAO

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 3 回スパイス・料理用ハーブ部会

日時：2017 年 2 月 6 日（月）～ 2 月 10 日（金）

場所：チェンナイ（インド）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	スパイス・料理用ハーブ部会における作業に関する他の国際機関の活動
4	クミンの規格原案（ステップ 6）
5	タイムの規格原案（ステップ 6）
6	黒・白・緑コショウの規格原案（ステップ 3）
7	オレガノの規格原案（ステップ 3）
8	クミン及びタイムにおけるサンプリングプラン
9	スパイス・料理用ハーブのグルーピングに関する討議文書
10a	スパイス・料理用ハーブの用語集に関する討議文書
10b	再加工の定義(スパイス・料理用ハーブ)に関する討議文書
11	新規作業提案
12	その他の事項及び今後の作業
13	次回会合の日程及び開催地
14	報告書の採択

第 3 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH) の主な検討議題

日時：2017 年 2 月 6 日（月）～2 月 10 日（金）

場所：チェンナイ（インド）

主要議題の検討内容

仮議題 1. 議題の採択

事前に送付される仮議題の是非を求めるものである。適宜対応したい。

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

総会及び他の部会から付託された議題について説明される予定。適宜対応したい。

仮議題 3. スパイス・料理用ハーブ部会における作業に関する他の国際機関の活動

スパイス及び料理用ハーブに関連した国際機関等の活動について説明される予定。適宜対応したい。

仮議題 4. クミンの規格案（ステップ 6）

（経緯）

クミンの規格の策定について、第 1 回会合においてインドが新規作業を提案し、同会合において合意され、第 37 回総会（2014 年）において新規作業として承認された。EU を議長国（共同議長国：インド）とする電子作業部会でクミンの規格原案について検討し、前回第 2 回会合では、規格原案中のサンプリングプラン及び、規格の対象範囲の議論において、本規格の除外となる再加工（further processing）の定義について、引き続き検討することとして、第 39 回総会（2016 年）にステップ 5 で諮られた。今次会合では、ステップ 6 として、引き続き、議論の電子作業部会が作成した規格原案について議論される。

（対処方針）

我が国は主にイラン及びインドなどからクミンを輸入しているが、当該規格の策定により、当該国を含むクミン生産国からの輸入に支障が生じないように、適宜対応したい。

仮議題 5. タイムの規格案（ステップ 6）

（経緯）

タイムの規格の策定について、第 1 回会合においてインドが新規作業を提案し、同会合において合意され、第 37 回総会（2014 年）において新規作業として承認された。EU を議長国（共同議長国：スイス）とする電子作業部会により、タイムの規格原案について検討することとなった。今次会合では、電子作業部会が作成した規格原案について議論される。

(対処方針)

我が国はトルコなどからタイムを輸入しているが、当該規格の策定により、当該国を含むタイム生産国からの輸入に支障が生じないように、適宜対応したい。

仮議題 6. 黒・白・緑コショウの規格原案（ステップ 3）

(経緯)

コショウの規格の策定について、第1回会合においてインド、米国などが新規作業を提案し、同会合において黒・白・緑コショウの新規作業として合意され、第37回総会（2014年）において新規作業として承認された。インドを議長国（共同議長国：カメルーン及びインドネシア）とする電子作業部会により、黒・白・緑コショウの規格原案について検討することとなった。今次会合では、電子作業部会が作成した規格原案について議論される。

(対処方針)

我が国は主にマレーシア及びインドネシアなどからコショウを輸入しているが、当該規格の策定により、当該国を含むコショウ生産国からの輸入に支障が生じないように、適宜対応したい。

仮議題 7. オレガノの規格原案（ステップ 3）

(経緯)

オレガノの規格の策定について、第1回会合においてアルゼンチンが新規作業を提案し、同会合において合意され、第37回総会（2014年）において新規作業として承認された。アルゼンチンを議長国（共同議長国：ギリシャ）とする電子作業部会により、オレガノの規格原案について検討することとなった。今次会合では、電子作業部会が作成した規格原案について議論される。

(対処方針)

我が国はギリシャなどからオレガノを輸入しているが、当該規格の策定により、ギリシャを含むオレガノ生産国からの輸入に支障が生じないように、適宜対応したい。

仮議題 8. クミン及びタイムにおけるサンプリングプラン

(経緯)

前回第2回会合において、タイム及びクミンの規格原案中のサンプリングプランをスパイス・料理用ハーブに適用することの是非について結論が得られなかったことから、ブラジルを議長国として電子作業部会が設置され、討議文書に基づき本規格に適切なサンプリングプランについて、検討がなされた。

(対応方針)

スパイス及び料理用ハーブの国際的な流通・使用実態及び我が国における流通・使用実態などを踏まえつつ、適宜対応したい。

仮議題 9. スパイス・料理用ハーブのグルーピングに関する討議文書

(経緯)

第1回会合において、インドが「スパイス・料理用ハーブ部会における作業管理の枠組み」においてスパイス・料理用ハーブのグルーピングについて提案した。議論の結果、インドを議長国として電子作業部会を設置し、第2回会合のための討議文書作成のために、

(1) スパイス・料理用ハーブをグルーピングするための意図及び目的を明らかにすること

(2) 科学技術的情報及び他部会で採用されている分類やグルーピングを考慮したスパイス・料理用ハーブのグルーピングを提案すること

について議論することとなった。

前回第2回会合において、その他のグループの定義、各グループに所属するスパイス・料理用ハーブの妥当性など参加国により考えに違いがあったため、インドを議長国（共同議長国：ナイジェリア及びトルコ）として電子作業部会を設置し、グルーピングリストの更新、グループ規格作成のためのリストの再グループ化・細分化及び物理的・化学的特性を踏まえたグループ規格のフォーマット策定の可能性について検討することとなった。今次会合においては、電子作業部会で検討した討議文書に基づき議論を行う。

(対処方針)

スパイス及び料理用ハーブの国際的な流通・使用実態及び我が国における流通・使用実態などを踏まえつつ、スパイス等が適切にグループ分けされるよう、適宜対応したい。

仮議題 10a. スパイス・料理用ハーブの用語集に関する討議文書

(経緯)

前回第2回会合において、今後の作業として用語集 (glossary of terms) について検討することとなり、今次会合で検討するための討議文書を米国が作成することとなった。

(対処方針)

スパイス及び料理用ハーブの国際的な流通・使用実態及び我が国における流通・使用実態などを踏まえつつ、適宜対応したい。

仮議題 10b. 再加工の定義(スパイス・料理用ハーブ)に関する討議文書

(経緯)

前回第2回会合において、タイム及びクミンの規格の除外となる再加工 (further processing) の定義について焦点が当てられ、今次会合で検討するための討議文書を米国が作成することとなった。

(対処方針)

日本は輸入国であり、再加工については、生産国側の基準であるため、意見出しはせず、適宜対応したい。

仮議題 11. 新規作業提案

(経緯)

第1回会合において、新規作業提案を求める回付文書をコーデックス事務局より発出することが合意され、当該発出文書に基づきエジプトよりバジル及びコリアンダー、インドよりトウガラシ、ニンニク及びショウガ、インドネシアよりナツメグ、イランよりサフラン、ナイジェリアよりクローブ及びショウガの9つの規格策定に関する新規作業提案が提出された。

また、前回会合において新規作業提案のあった(乾燥)パプリカについては、当該規格を議論する部会について加工果実・野菜部会等に相談した結果、スパイス・料理用ハーブ部会において議論することとなったことから、再度、アルゼンチンよりパプリカの規格策定に関する新規作業提案が提出された。

トウガラシ及びパプリカ、インド及びナイジェリアから提案されたショウガについては、それぞれ類似性が高いことから統合して1つの新規作業提案とし、計8種類の新規作業提案の内容について議論することとなった。

コーデックス手順マニュアルに沿って優先順位付けを行い、議論の結果、会期内作業部会は8種類の新規作業提案について①承認勧告、②条件付きで承認、③再検討の3グループに分類した。それぞれの内訳は以下のとおり。

- ①ショウガ、トウガラシ及びパプリカ、ニンニク (左から優先順位が高い)
- ②バジル、サフラン、ナツメグ (左から優先順位が高い)
- ③コリアンダー、クローブ

しかしながら、新規規格についての議論は、部会の作業負担等を踏まえ、今次会合では議論しないこととなった。

(対処方針)

各提案国から提出された新規作業提案が、コーデックス手順マニュアルに掲載されている、作業の優先度を定めるためのクライテリア及び同クライテリアの適用のためのガイドラインに沿ったものであるか、また、その記載内容が新たな規格を策定する必要性・妥当性を説明するものであるかを確認し、当該品目の我が国における生産及び貿易に支障が生じないように、適宜対応したい。

仮議題 12. その他の事項及び今後の作業

適宜対応したい。

仮議題 13. 次回会合の日程及び開催地

適宜対応したい。

仮議題 14. 報告書の採択

本部会における我が国の発言等が報告書に適切に反映されるように努めるとともに、上記を踏まえ、適宜対応したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 25 回油脂部会

日時：2017 年 2 月 27 日（月）～ 3 月 3 日（金）

場所：クアラルンプール（マレーシア）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	CCFO の作業に関連する国際機関の活動
4	魚油の規格案（ステップ 7）
5	オリーブ油及びオリーブ粕油規格（CODEX STAN 33-1981）の改訂原案：カンペステロールの上限値の改訂（ステップ 4）
6	名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）の改訂原案：高オレイン酸（OxG）パーム油の追加（ステップ 4）
7	名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）の改訂原案：ピーナッツ油（脂肪酸組成とその他の品質項目）の改訂（ステップ 4）
8	名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）の表 3 及び表 4 以外の条項を付属書から本体部分に移行する提案
9	許容される前荷のリスト（RCP36-1987 付属書 II）の見直し
10	名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）におけるひまわり油（オレイン酸及びリノール酸の上限値）の改訂に関する討議文書
11	名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）におけるクルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油及びアボカド油の追加に関する討議文書
12	名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）におけるバージン・パーム油における酸価の遊離脂肪酸への置き換えに関する討議文書

13	名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）における米油（粗油）の品質パラメーター追加に関する討議文書
14	名前のついた動物脂規格（CODEX STAN 211-1999）における未精製食用牛脂の追加に関する討議文書
15	その他の事項
16	次回会合の日程及び開催地
17	報告書の採択

なお、部会に先立ち、2月25日（土）に仮議題4に関して物理的作業部会が開催される予定である。

第 25 回油脂部会 (CCFO) の主な検討議題

日時：2017 年 2 月 27 日（月）～3 月 3 日（金）

場所：クアラルンプール（マレーシア）

主要議題の検討内容

一部資料未着につき、対処方針は現時点のものである。

仮議題 4. 魚油の規格案（ステップ 7）

（経緯）

前回会合では多くの項目について合意に達し、ステップ 5 として総会に諮ること及び物理作業部会（議長国：スイス）で引き続き議論を行うことが合意された。これを受けて、第 38 回総会においてステップ 5 として採択された。今回会合の直前に物理的作業部会（議長国：スイス）が開催され、前回会合で合意が得られなかった事項やステップ 6 でメンバーから提出されたコメントについて引き続き議論を行うこととなっている。

（対処方針）

我が国における魚油の製造実態等を適切に反映した規格となるよう適宜対応したい。

仮議題 5. オリーブ油及びオリーブ粕油規格（CODEX STAN 33-1981）の改訂原案：カンペステロールの上限値の改訂（ステップ 4）

（経緯）

前回会合においてオーストラリアとアルゼンチンより、プロジェクトドキュメントが提示された。EU はカンペステロール含有量の上限値の修正に消極的だったものの、議論の結果、プロジェクトドキュメントに所要の修正を入れた上で、新規作業として第 38 回総会に採択を諮ることに合意した。これを受けて、第 38 回総会において、新規作業として承認された。今回会合では、前回会合で設置することになった電子作業部会（議長国：アルゼンチン、共同議長：豪州及びイタリア）で検討された改訂原案とステップ 3 でメンバーから提出されたコメントについて議論を行うこととなっている。

（対処方針）

国内の規格項目の実態を踏まえて、議論の推移を注視しつつ、適宜対応したい。

仮議題 6. 名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）の改訂原案：高オレイン酸 (OxG) パーム油の追加（ステップ 4）

（経緯）

前々回会合において、コロンビアより新規作業提案として提案されたが、電子作業部会（議長国：コロンビア）を設置し討議文書を修正することとなった。前回会合において、修正された討議文書について議論が行われ、高オレイン酸パーム油の貿易量や栽培面積が増加しており、適切な規格が必要とのことから多くの国が新規作業として支持した。EU は新規作業には反対しないものの、新規作業の検討する場合にはコーデックス手続きマニユ

アルに記載されている作業の優先度を定めるクライテリア適用のためのガイドラインが厳密に適用されるべきとの懸念を表明した。議論の結果、新規作業として第 38 回総会に採択を諮ることとなった。これを受けて、第 38 回総会において、新規作業として承認された。

今回合合では、前回合合で設置することになった電子作業部会（議長国：コロンビア、共同議長：エクアドル）において検討された改訂原案とステップ 3 でメンバーから提出されたコメントについて議論を行うこととなっている。

（対処方針）

名前の付いた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）中の一部規格との重複の可能性について精査する必要があることを踏まえ、議論の推移を注視しつつ、適宜対応したい。

仮議題 7. 名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）の改訂原案：ピーナッツ油（脂肪酸組成とその他の品質項目）の改訂（ステップ 4）

（経緯）

前回合合において、アルゼンチンより新規作業として提案され、実際に貿易されているピーナッツ油の脂肪酸組成、品質特性が規格を満たさないなどの理由により輸出が拒否されている事例があることから、多くの国が支持した。EU は配布文書の内容について指摘し、新規作業には反対しないものの、新規作業の検討する場合にはコーデックス手続きマニュアルに記載されている作業の優先度を定めるクライテリア適用のためのガイドラインが厳密に適用されるべきとの懸念を表明した。議論の結果、新規作業として第 38 回総会に採択を諮ることに合意した。これを受けて、第 38 回総会において、新規作業として承認された

今回合合では、前回合合で設置することになった電子作業部会（議長国：アルゼンチン）において検討された改訂原案とステップ 3 でメンバーから提出されたコメントについて検討することに合意した。

（対処方針）

数値が客観的データに基づき改訂されるよう、議論の推移を注視しつつ、適宜対応したい。

仮議題 8. 名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）の表 3 及び表 4 以外の条項を付属書から本体部分に移行する提案

（経緯）

前回合合において、名前のついた植物油規格（CODEX STAN 210-1999）の付属書の表 3 及び表 4 を本体に移動については、EU、カナダなど一部の国が表 3、表 4 の本体への移動に前向きであり、表 3、表 4 以外の条項についても本体への移動について提案した一方で、多くの国が表 3 及び表 4 の本体への統合が貿易規制になり得るとの懸念等から移動を反対した。

議論の結果、表 3 及び表 4 を付属書に維持し、付属書から本体への移動については当該付属書のパラメーターをレビューした後でのみ検討することに合意した。また、表 3 及び表 4 以外で本体に移すべき条項について意見を募集する回付文書をコーデックス事務局が送付し、今回合合で検討することに合意した。

（対処方針）

付属書から本体への移動により、植物油の必須品質要件となることに留意しつつ、議論

の推移を注視し、我が国の植物油製造実態等が反映した規格となるよう適宜対応したい。

仮議題 9. 許容される前荷のリスト (RCP36-1987 付属書Ⅱ) の見直し

(経緯)

前回会合において以下について合意した。

- 許容される前荷リストの修正を第 38 回総会に諮る（主な修正点は、現行リストへの 5 物質を追加及び 2 物質を削除）
- 現行リスト中の 22 物質及びリストにない 1 物質を FAO/WHO に評価依頼する（22 物質については FAO/WHO に評価依頼中などの脚注の追記）。
- 前荷リストの更なる修正の提案を募集するためにコーデックス事務局が回付文書を送付する。
- 電子作業部会（議長国：マレーシア）を設置し、また、必要に応じ次回会合の直前に物理的作業部会（議長国：マレーシア）開催する。電子作業部会では以下について検討を行う。
 - ・リストに追加する新規物質について検討
 - ・FAO/WHO に評価依頼する物質の優先順位付け
 - ・リストから除外する物質について検討

今回合意では、電子作業部会の作業結果に基づいて議論を行うこととなっている。

(対処方針)

資料未着。

食用油脂のバルク輸送の国際的な流通実態を踏まえつつ、規準を満たす物質が前荷としてリストアップされるよう、また、FAO/WHO に評価依頼する物質を特定もしくは優先順位付けできるように、適宜対応したい。

仮議題 10. 名前のついた植物油規格 (CODEX STAN 210-1999) におけるひまわり油 (オレイン酸及びリノール酸の上限値) の改訂に関する討議文書

(経緯)

前回会合において多くの国が新規作業として支持した一方で、EU、ロシアなど複数の国が作業文書の配布が遅かった（本会合の 2 日前に配布）ことから、精査する時間が必要である旨の発言をした。

議論の結果、電子作業部会（議長国：アルゼンチン、共同議長：ブラジル）を設置し、討議文書を改正することとなった。また、加盟国から関連するデータを募集すべく、コーデックス事務局から配布文書を送付することに合意した。

(対処方針)

本件は既存の数値を、実態に沿った数値に改訂するものであり、新規作業の採択に反対する特段の理由はない。今後、数値が客観的データに基づき改訂されるよう適宜対応したい。

仮議題 11. 名前のついた植物油規格 (CODEX STAN 210-1999) におけるクルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油及びアボカド油の追加に関する討議文書

(経緯)

前回会合において多くの国が新規作業として支持したが、EU及びその加盟国など複数の国は提案されたプロジェクトドキュメントの内容に間違いがあること、貿易量が少量であることから反対した。

議論の結果、電子作業部会（議長国：イラン）を設置し、今次会合での議論を考慮し、コーデックス手続きマニュアルに基づき討議文書を修正することに合意した。また、討議文書のタイトルを“名前のついた植物油規格にクルミ油、アーモンド油、ヘーゼルナッツ油、ピスタチオ油、亜麻仁油及びアボカド油を追加する修正”に変更することとなった。

(対処方針)

資料未着。

新規作業の採択に反対する特段の理由はないが、亜麻仁油については我が国における生産量も比較的多いことから、我が国の亜麻仁油の製造実態等が反映した規格となるよう適宜対応したい。

仮議題 12. 名前のついた植物油規格 (CODEX STAN 210-1999) におけるバージン・パーム油における酸価の遊離脂肪酸への置き換えに関する討議文書

(経緯)

前回会合においてマレーシアから、現貿易においてバージン・パーム油の酸度は遊離脂肪酸の使用が一般的であり、遊離脂肪酸について規定されていないことが貿易上問題となっていることから提案をした旨の説明があった。

部会は本提案について支持し、マレーシアはプロジェクトドキュメントを含む討議文書を準備することに合意した。

(対処方針)

新規作業の採択に反対する特段の理由はないが、我が国においては酸価の評価についても重要であることから、議論の推移を注視しつつ、適宜対応したい。

仮議題 13. 名前のついた植物油規格 (CODEX STAN 210-1999) における米油 (粗油) の品質パラメーター追加に関する討議文書

(経緯)

前回会合においてインドから、現在の名前のついた植物油規格の米ぬか油に粗油が含まれているか不明であることから、脚注として(当該米ぬか油には)「米ぬか油の粗油を含む」旨の文言を追加したい旨の説明があった。

議論の結果、インドはプロジェクトドキュメントを含む討議文書を準備することとなった。

(対処方針)

新規作業の採択に反対する特段の理由はない。今後、数値が客観的データに基づき改訂されるよう、適宜対応したい。

仮議題 14. 名前のついた動物脂規格 (CODEX STAN 211-1999) における未精製食用牛脂の追加に関する討議文書

(経緯)

前回会合において豪州から、食品加工業界において、一般的に未精製牛脂は貿易・使用されているが、当該規格がないことにより、食品安全への懸念から未精製食用牛脂の市場が失われていることから、提案をした旨の説明があった。

部会は本提案について支持し、豪州はプロジェクトドキュメントを含む討議文書を準備することに合意した。

(対処方針)

資料未着。

新規作業の採択に反対する特段の理由はないが、議論の推移を注視しつつ、適宜対応したい。